肩水金関を通った民とその検察

——漢代肩水金関遺址出土通関名籍の分析から——

鷹取祐司

はじめに

漢代、西北辺の長城上に位置し、帝国本土から居延県へ向かう際の出入り口となっていた肩水金関の遺址からは、1930年代と1970年代の二度に亘って12000余点の簡牘が出土した。その中には多くの通行証が含まれており、それを分析することで、通行証取得の手続きや取得のための資格などが明らかにされてきた10。通行証自体の研究は進展したものの、金関を民が通過する場合、具体的にどのような検察が金関で行われたのかは、実のところ余り明らかにはなっていない。ただ、幸いなことに、どこの誰が何を携行して何時金関を出入りしたかを記録した通関名籍が、当時、作成されており、それを分析することで、通関時にどのように検察が行われたのかを明らかにすることができる。1970年代に肩水金関遺址で発見された簡牘の図版が2016年には全て刊行されており、現在では金関遺址出土の通関名籍を悉皆的に考察することで当時の通行検察の実態を解明することが可能となった20。

筆者は前稿³⁾ において、肩水金関における通行検察の実態解明の予備作業として、民が金関を通過するために使用した通行証とその発給手続きなどを検討すると共に、民の金関通過に際して通関名籍がどのように作成されたのかの具体的復原に取り組み、以下のことを指摘した。

肩水金関遺址から出土した通行証七種類 4 のうち、民が使用したのは当舎伝舎通行証を除く六種類であった。そのうち、符や毋苛留止通行証・書到出入通行証は吏の家属や葆・従者といった吏と特定の関係にある者にその使用は限られていたようで、吏と特定の関係にはない民が使用できたのは伝・偃検・致籍だけだったと考えられる。これらの伝・偃検・致籍を民が取得する際には官獄徴事の有無などが厳格に審査されており、この点、民が葆や従者などになっている場合でも伝・偃検・致籍を取得する際は同様であった。つまり、発給者の裁量で発給可能な毋苛留止通行証や書到出入通行証を除いて、吏の葆や従者という立場であったとしても、本籍地を離れることが可能な通行証を民が取得するためには厳格な審査を受ける必要があった。また、民が肩水金関を通過する際は、通行証の写しと通関名籍が作成された。通行証の写しは往路での関所通過の際に作成されたが、通関名籍は、通行証と共に作成されたものを本人が関所に持参する場合、往路にて関所の吏が作成する場合、復路にて関所の吏が作成する場合とがあり、さらには、関所を通過した日付の記録も、往復両方、往路のみ、復路のみ、記録無しといったように一貫していなかった、と。

本稿では、前稿におけるこれらの作業結果を踏まえて、通関名籍を悉皆的に調査することで、漢帝国が民の移動をどのように管理していたのかを考察する。第1章では金関遺址出土の通関名籍を集成しその記載項目に対する初歩的考察を行い、第2章では肩水金関を通過した民の素性について考察し、第3章では肩水金関における通行検察の実態を明らかにすることにしたい。

1 通関名籍

(1) 通関名籍の集成

本稿でいう通関名籍とは次の簡1のようなものである 5)。

簡 1 將車東郡緒者大夫紀歸、年卅六、長七尺二寸、黑色 十月戊寅入 牛車一兩 <u>癸酉出</u>73EJT37:1001〔121〕

通関名籍に記載されている項目を整理すると、概ね次のようになるの。

A:本人情報=郡·県·里、爵位、名前、年齢、身長、色

B: 携行品=携行している馬牛・車や武器の種類と数量

C:出入記録=出関および入関の日付

簡1にはABC全ての項目が記載されているが、そのような例は寧ろ少なく、常に記載されるのは本人情報の郡・県・里と名前だけで、それ以外の情報は書かれたり書かれなかったりする。

簡牘にほぼ欠損が無く記載内容から通関名籍と確定できるもので、通関者が吏卒および奴隷や刑徒 70 ではなく一般の民で、肩水金関遺址(A32)および莫当燧遺址(T168)から出土したものを集めると 179 例確認できた(本稿末別表参照)80。 莫当燧遺址(T168)は肩水金関の東北 1.6kmに位置する烽隧である 90 が、T168 からは元帝建昭二年(前 37)から成帝陽朔元年(前 27)までの日付を持つ通行証が幾つも出土しており、この期間、肩水金関の関所機能が一時的に莫当燧に移転した可能性も考えられる 100 ので、T168 出土の通関名籍も集成の対象とした。また、179 例の中には、本人情報の冒頭に葆・従者・将車・僦人・就家・貲家・錯田という身分 110 を冠するものも有る。これらのうちには一般の民と全く同じではないと思われるものもあるが、ひとまず、正規の吏卒ではないということで、本稿の考察対象にはこれらの肩書きを持つ者も含めた。

なお、本稿ではこの 179 例の通関名籍を主たる考察対象とするが、この 179 例がほぼ欠損無い状態で出土したのはあくまで偶然の結果なので、この 179 例の分析結果が通関名籍全体の特質などを正確に反映していない可能性もあるが、後掲表 4 に示した 179 例の出身地分布(表 4 の「割合」)の状況と、肩水金関遺址および莫当燧遺址から出土した民の名籍の断片で出身地の判明する例 120 を 179 例に加えた場合の地域分布(表 4 の「断片も含めた割合」)の状況とが大きく乖離していないことから、この 179 例はある程度実態を反映しているとひとまず考えておくこととしたい。

次節では、通関名籍の各項目の記載状況について見ておこう。

(2) 各項目の記載状況

ここでは携行品(馬・牛および車、武器)と、関出入の日付の記載状況を見ておこう。次の**表 1** は 通関名籍 179 例中における各項目の記載状況である

記載	項目	事例数	割合
A:本人情報	年齢	144	80.4%
	身長	56	31.3%
	色	54	30.2%
B:携行品	馬牛・車	84	46.9%
	(うち馬・馬車)	(33*)	(18.4%)
	(うち牛・牛車)	(52 *)	(29.1%)
	武器	32	17.9%
C:出入記録	関出入の日付	91	50.8%
(事例	総数)	179	

表 1 通関名籍各項目の記載状況

①携行品

馬牛・車は5割弱が携行しているが、馬・馬車が2割弱、牛・牛車が3割弱で、馬牛両方を携行しているのは1例 [162] のみである。179 例以外の通関名籍や伝には馬と牛の両方が記載されている例もある [4] ので、一般的に、馬・馬車か牛・牛車かのどちらかを携行することが多かったのであろう。武器は2割に届かない。民が武器を携行することが少なかったためであろう。

②通関の日付

本稿では民が関所を通過する際にどのような検察が行われたのかを考察するため、関所の通過を 往路・復路で考えることにする。肩水金関では北行の通過を「出」、南行を「入」と記す ¹⁵⁾。従って、金関の北に位置する居延県在住者が金関を通過する場合は、南行の「入」が往路、北行の「出」が復路に当たるのに対して、居延県以外の在住者が金関を通過する場合は、逆に、「出」が往路、「入」が復路となる。この点を実際の通関名籍で確認しておこう。

簡 2 <u>十一月己未</u> 居延當利里大夫召里人、年廿、長七尺二寸、黑色 <u>十一月戊寅出</u> 車一兩、牛一 73EJT24:48〔048〕

この簡は居延県に居住する召里人の通関名籍である。金関通過を示す「出」の「戊寅」は干支番号 15、「入」に当たる「己未」は同 56 なので、同じ 11 月中に戊寅と己未が含まれるためには、己未が 先で戊寅が後でなければならない。それ故、十一月己未の「入」が往路、十一月戊寅の「出」が復路となる。次の觻得県在住者の例ではこれが逆になる。

簡 3 **() 機得成信里大夫功師聖、年十八、<u>長七尺二寸、黑色</u> 七月庚子入** 七月壬辰出 <u>卩</u> 73**EJT**37:1582 [142]

「出」の「壬辰」は干支番号 29、「入」の「庚子」は同 37 なので、七月壬辰の「出」が往路、七月庚子の「入」が復路となる。

^{*〔162〕}の「馬一匹・軺車一乘・牛二頭・大車一両」を馬・馬車と牛・牛車の両方に数えた。

関出入日付の記載状況を往復別に集計したのが表2である。

通関日付の有無 事例数 割合 往路 復路 179 \bigcirc 17 \bigcirc 9.5% \bigcirc X 37 20.7% 37 \bigcirc 20.7% Χ 88 49.2%

表 2 往復路別出入関日付

通関日付の記載状況	事例数	割合
関出入の日付あり	91	50.8%
うち往復両方	17	9.5%
うち往路あり	54	30.2%
うち復路あり	54	30.2%
関出入の日付無し	88	49.2%

表2を見ると、通関名籍の5割強には通関の日付の記載があるものの、往路・復路ともに通関の日付がある割合は1割未満、通関の日付の記載が往路だけまたは復路だけのものがそれぞれ2割強で、往路復路両方の通関の日付が揃っていない通関名籍が全体の9割以上にのぼっている。このような記載状況からすると、肩水金関における通行検察の実効性を疑わざるを得ないが、この点については、後ほど改めて検討することにしよう。

では、先に見た携行品と通関の日付の記載に相関はあるのだろうか。**表3**は携行品毎に通関の日付がどのように記されているかを整理したものである。

			通関日付の記載のパターン								
携行品	事例数	往	復あり	往	路のみ	復記	路のみ	通関σ	日付無し		
全体	179	17	9.5%	37	20.7%	37	20.7%	88	49.2%		
馬牛・車	84	9	10.7%	17	20.2%	26	31.0%	32	38.1%		
(馬・馬車)	33	0	0.0%	11	33.3%	13	39.4%	9	27.3%		
(牛・牛車)	52	9	17.3%	7	13.5%	13	25.0%	23	44.2%		
武器	32	3	9.4%	4	12.5%	3	9.4%	22	68.8%		

表3 通関の日付と携行品

馬牛・車の記載がある通関名籍で通関の日付が書かれていない割合は4割を切っているので、逆に言うと、馬牛・車を携行する場合の6割強で通関の日付が記録されていることになる。特に馬・馬車の場合は通関の日付のないものが3割を下回っているので、7割強に通関の日付が記載されていることになる。これは、関所において馬・牛・車、特に馬・馬車に関心が強いことを示している160。ただし、馬・馬車について言えば、往路か復路のどちらかを書くだけで、往復両方の通関の日付が書かれた例は33例中に1例も存在しないし、33例以外でも馬・馬車を携行している民の通関名籍で往復両方の通関の日付が記載された例は確認できない170。牛・牛車の場合は往復両方の通関の日付があるものが9例確認されるが、通関の日付がある29例のうち20例では往路か復路かどちらかの日付しか記されていない。つまり、馬・馬車であろうが牛・牛車であろうが、必ずしも往復両方の通関の日付が記録されているわけではないのである。

武器について言えば、携行品として武器が記された通関名籍のうち7割近くに通関の日付が記されておらず、関所における通行検察において馬・馬車ほど留意されていなかったことが窺える。

2 肩水金関を通過した民

肩水金関における通行検察の実態を検討する前に、どんな人たちが肩水金関を通過していったのか考えておきたい。179 例の通関名籍にみえる関所通過者の本籍地は地元の張掖郡も含めて24郡国に及び、葆・従者・将車・僦人・就家・貲家・錯田といった身分が冠せられる例もある。179 例の本籍地と身分を一覧にしたのが表4である。

身分本籍地	葆	従者	将車	僦人・ 就家	貲家	錯田	無し	合計	割合	断片	断片 との 合計	断片も 含めた 割合	戍田 卒出 身地
京兆尹	1						8	9	5.0%	18	27	5.2%	
右扶風	2	1					5	8	4.5%	14	22	4.2%	
左馮翊	1							1	0.6%	3	4	0.8%	0
河東							2	2	1.1%	11	13	2.5%	0
弘農							3	3	1.7%	1	4	0.8%	0
河内							4	4	2.2%	18	22	4.2%	0
河南			2				33	35	19.6%	61	96	18.3%	0
南陽	<u>1</u>	1					3	<u>4</u>	2.2%	4	8	1.5%	0
大河							1	1	0.6%	4	5	1.0%	0
会稽							3	3	1.7%		3	0.6%	
東郡			1				1	2	1.1%	4	6	1.1%	0
梁国							2	2	1.1%	5	7	1.3%	0
淮陽		1					7	8	4.5%	19	27	5.2%	0
済陰							1	1	0.6%	7	8	1.5%	0
陳留							1	1	0.6%		1	0.2%	0
魏郡		1					1	2	1.1%	11	13	2.5%	0
魯国							3	3	1.7%	1	4	0.8%	
蜀郡							1	1	0.6%		1	0.2%	
安定							1	1	0.6%		1	0.2%	
隴西							1	1	0.6%		1	0.2%	
天水		2		1				3	1.7%	1	4	0.8%	
武威	2						2	4	2.2%	1	5	1.0%	
居延	<u>5</u>	2					4	<u>10</u>	5.6%	35	45	8.6%	0
張掖 (居延以外)	12						40	52	29.1%	101	153	29.2%	0
酒泉		1		1		1	4	7	3.9%	15	22	4.2%	
無し	2	1			1		5	9	5.0%				
不明	1						1	2	1.1%				
合計	27	10	3	2	1	1	137	179		345	524		
割合	15.1%	5.6%	1.7%	1.1%	0.6%	0.6%	76.5%						

表 4 通関者の本籍地と身分

- ・〔133〕は本籍が隴西郡だが、居延令が発給した同一人物の通行証(73EJT37:524)が存在するので、居延県 に入れた。
- ・南陽の1例と居延の1例は「葆從者」なので、「葆」「從者」に重複してカウントした(下線部)。
- ・金関出土の戍田卒簡の出身地:上党、南陽、大河、左馮翊、平干国、新平郡、東郡、梁国、汝南、沛、河南、河東、淮陽、潁川、済陰、趙国、鉅鹿、魏郡
- ・戍卒出身地で民間人事例のない郡国:上党、平干国、新平郡、汝南、沛、潁川、趙国、

(1) 通関者の身分

通関者の身分について言うと、全体の4分の3には身分表記が無い。最も多いのが27例で全体の1.5割を占める葆、二番目に多いのが10例見える従者で、他に将車(車を操縦する者)、僦人・就家(雇われた者)、貲家(一定以上の財産所有者)、錯田(不明)が見える18)がいずれもごく少数である。

なお、通関名籍に記される身分の記載は必ずしも厳格ではない。次掲の二簡はともに李定国の通 関名籍で、簡4には「将車」が記載されるが、簡5には無い。

簡 4 將車河南雒陽緒里公乘李定國、年廿八 長七尺二寸、黑色 <u>正月己丑入</u> 牛車一兩 <u>十一月戊</u> =**申出入** 73EJT37:1080〔127〕

簡 5 河南郡雒陽褚里公乘李定國、年廿八、長七尺二寸、黑色

 \square 73EJT27:20 (061)

両簡の年齢が同一であることから、簡5では「將車」が省略されていると考えられる。また、次の 二簡も同一人物の通行証の写し¹⁹と通関名籍である。

簡 6 永光三年十一月壬午朔丁未、酒泉北部千人禹移過所河津關。遣葆平陵宜利里韓則、年卅五、杜 = 陵華陽里

公乘呂義、年廿九、乘軺車一乘、牡馬一匹、之居延收責。毋苛留。如律令。 73EJT37:525

簡 7 平陵宜利里公乘韓則、年卅五 軺車一乘、馬一匹、字子師 皆十二月己酉入

73EJT37:107+60 [087] ²⁰⁾

通行証である簡6には葆と明記されているにも拘わらず、通関名籍である簡7には葆の記載が無い。 このように、通関名籍の身分記載は厳密ではないので、これ以降に述べる身分別の特徴はあくまで 身分が明記されているものだけを取り上げて考察した結果と理解していただきたい。

通関名籍の各項目の記載状況をこれらの身分毎に整理したのが表5である。

		記載項目													
身分	事例 数			身長色		馬・馬車		牛・牛車		武器		関出入 の日付			
全体	181*	145	80.1%	56	30.9%	54	29.8%	34%	19.0%	52	29.1%	32	17.7%	95	52.5%
葆	27	24	88.9%	7	25.9%	7	25.9%	7	25.9%	2	7.4%	0	0%	18	66.7%
従者	10	7	70.0%	2	20.0%	3	30.0%	2	20.0%	0	0%	2	20.0%	5	50.0%
将車	3	3	100%	3	100%	3	100%	0	0%	3	100%	1	33.3%	2	66.7%
僦人・就家	2	2	100%	0	0%	0	0%	0	0%	2	100%	0	0%	1	50.0%
貲家	1	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%
錯田	1	1	100%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	1	100%
無し	137	108	78.8%	44	32.1%	41	29.9%	25	18.2%	43	31.4%	29	21.2%	68	49.6%

表 5 身分毎の記載状況

^{*「}葆・従者」となっている 2 例〔089〕〔167〕を葆と従者それぞれで集計。

^{※「}葆・従者」で馬・馬車の記載がある1例〔167〕を葆と従者それぞれで集計。

葆は信任を得て傭われた者などとされるが、制度的にどのような存在なのか明確ではない²¹⁾。ただ、前稿で述べたように、吏の葆となることで属吏などの公務出張用に使用される毋苛留止通行証や書到出入通行証を使用している例もあり、葆と吏との間に密接な関係があったことが窺える。表5を見ると、事例数が比較的多いにも拘わらず葆が武器を携行している例の無いことに注目される。179 例以外の通関名籍の断簡でも武器記載のある葆の例は確認できないので、葆という身分故に武器を携行することが無かったのかもしれない。また、馬・馬車の携行と通関日付の記載の割合が全体に比して若干高いことも、葆という身分と関連するのかもしれない。

二番目に多い従者も、前稿で指摘したように、葆と同じく属吏などの公務出張用に使用される毋 苛留止通行証や書到出入通行証を使用している例がある。表5では、牛・牛車の携行例がないこと が留意される。

事例数は少ないが注目されるのは将車である。3例全てにおいて本人の外見的特徴が年齢・身長・色の三項目ともに記載されている。「将車」で始まる名籍は179例中のこの3例の他にも7例 ²²⁾ 確認できるが、断裂で記載の有無が不明のもの以外はいずれも三項目全てが記載されている。従って、将車の通関名籍には年齢・身長・色が必ず記載されていた可能性が高い。将車は車を使って物資輸送に従事する者 ²³⁾ で、頻繁に金関を往来していたと推測される。同じように、頻繁に金関を往来したと思われる吏の葆が使用していた符にも年齢・身長・色が記載されている例がある。

簡 8 亭長閻得葆昭武破胡里公乘王延年、年廿八歲、長七尺五寸 皆黑色 五鳳四年六月戊申 葆觻得承明里大夫王賢、年十五歲、長七尺 入出止 橐他故駮亭長符 葆昭武破胡里大女秋、年十八歲 73EJT37:1376+656 ²⁴⁾

そうすると、将車も符によって金関を通過していた可能性も想定できるかもしれない。 次には、関所を通過した民を出身地別に見てゆこう。

(2) 通関者の出身地

表4を見ると、肩水金関を通過した民の3分の1程度が地元の張掖郡在住者で、それ以外の地域では、河南郡出身者が全体の2割弱、三輔(京兆尹、左馮翊、右扶風)出身者が1割強、淮陽出身者が5分を占めているのが目にとまる。

(ア)張掖郡・酒泉郡

肩水金関の地元に当たるのは張掖郡と酒泉郡であるが、**表 4** では居延県を除く張掖郡が 52 例であるのに対して、酒泉郡は7 例と少ない。断簡を含めても 153 例と 22 例で割合的には変わらない。肩水金関を南行すると酒泉郡会水県に至り、そこから酒泉郡表是県を経て張掖郡治の觻得県に到る ²⁵⁾ ので、肩水金関の最寄りの県は酒泉郡会水県なのであるが、上述のように、肩水金関を通過した民は酒泉郡在住者よりも居延県以外の張掖郡在住者の方が圧倒的に多い。張掖郡在住者 52 例の内訳は 觻得県 36 例、昭武県 8 例、氐池県 4 例、屋蘭県 3 例、日勒県 1 例で、郡治である觻得県と觻得県より肩水金関寄りに位置する昭武県とが計 44 例で張掖郡(居延県以外)全体の 85%を占めている。

			携行品の種類									
地域	事例数	馬牛	=・車	馬	馬・馬車		・牛車	武器				
全体	179	84 *	46.9%	33	18.4%	52	29.1%	32	17.9%			
京兆尹	9	4	44.4%	3	33.3%	1	11.1%	1	11.1%			
右扶風	8	5	62.5%	4	50.0%	2	25.0%	1	12.5%			
居延	10	7	70.0%	5	50.0%	2	20.0%	2	20.0%			
張掖 (居延以外)	52	23	44.2%	6	11.5%	17	32.7%	8	15.4%			
河南	35	20	57.1%	6	17.1%	14	40.0%	13	37.1%			
淮陽	8	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%			
酒泉	7	5	71.4%	1	14.3%	4	57.1%	0	0.0%			
その他	51	20	39.2%	8	15.7%	12	23.5%	6	11.8%			

表 6 携行品(地域別)

地域別に携行品を集計した表6を見ると、居延と酒泉の馬牛・車の記載割合が全体よりもかなり高い。馬牛別に見ると、居延では馬・馬車の割合が全体より高いのに対して、酒泉では逆に牛・牛車の割合が高い。同じ張掖郡でも、居延は馬・馬車の方が割合が高いのに対して、張掖(居延以外)では牛・牛車の方が高く、馬牛比が逆になっている。通関名籍に馬が牽く車として多く記載される軺車は四方が遠望できる小さい車で上等なもの、牛が牽く車としてよく記される大車は荷物を運ぶ車である²⁶⁾。牛・牛車の携行割合からすると、居延への物資輸送を主に担ったのは、居延県在住者ではなく、居延県以外の張掖郡内および酒泉郡在住者であったと考えられる。そうすると、通関名籍に見える張掖郡(居延以外)在住者の85%を占める鱳得県および昭武県在住者は、居延県に物資を輸送するために動員または雇用された民であった可能性も想定できよう。

また、居延も含めた張掖郡出身者が葆となっている事例が17例あり葆全体の6割以上を占めている。簡6や簡8のように葆が吏を補佐する役割を果たしていることからすれば、居延や張掖郡の吏が地元民を葆としたのであろう。

(イ)河南郡

内地でもっとも事例数が多いのが河南郡で35例確認できる。中でも、16例の雒陽と、6例の祭陽の2県で河南郡全体の6割以上を占めている。次の2簡は共に雒陽出身者の通関名籍である。

簡 9

河南雒陽芷陽里大夫菅從、年卅五、長七尺二寸、黑色 $\frac{\Delta J \stackrel{+}{\to} \pm \Delta U}{27}$ 牛二、車一兩、弩一、矢 = 五十 73EJT37:713+624 $[094]^{27}$

簡 10 河南郡雒陽柘里大夫蘇通、年五十五、長七尺二寸、黑色 <u>五月辛未出</u> 牛一、車一兩、弩一、 <u>六月乙巳入</u> = 矢五十 73EJT37:1084〔129〕

この2簡は出関と入関の日付が同一で、筆跡もそれぞれ同じなので、菅従と蘇通は同時に金関を出て居延方面に向かい、居延からの帰路でも同時に金関に入ったことになる。同じ雒陽出身で金関の出入も同時であることから、この二人は雒陽から居延まで同行していたのであろう。漢代の雒陽は

^{*}馬・馬車と牛・牛車の重複一例あり

滎陽とともに商業中心地の一つである²⁸⁾ ことを踏まえると、菅従と蘇通は商隊を組んで雒陽から居延に行商に来ていたと推測される。次の簡は滎陽出身者の通関名籍で入関の日付の部分に「皆」と書かれている。

簡 11 河南郡熒陽臨豪里趙宗、年廿九、長十七又尺二寸、黑色、皆十一月丙戌入

73EJT37:634+1030 (093) ²⁹⁾

関出入の日付の「皆」は編綴された通関名籍の冒頭もしくは末尾に書かれていたと考えられる³⁰⁾ ので、簡 11 の趙宗は榮陽やその周辺の出身者で組織された商隊の構成員の一人であった可能性も考えられよう。携行品を地域別にまとめた**表 6** では、河南出身者の通関名籍に馬牛・車の記載される割合が 6 割弱、特に、牛・牛車の記載割合が 4 割と高いのも、商隊を組んで居延に行商に来ていたからなのであろう。

また、次の2簡は雒陽出身の同一人物の通関名籍である。

簡 12 河南郡雒陽南胡里史高、年十五歳□

73EJT10:182

簡 13 河南郡雒陽南胡里公乘史高、年卅□□

73EJF3:544

簡 13 の「卅」字は下半分が消えているが、縦棒が三本あることは確認できる。そうすると、史高は十五歳の時と卅余歳の時の二度にわたって雒陽から居延に来たことになろう ³¹⁾。河南出身者の通関名籍が多いのは、商隊を組んで繰り返し居延に行商に来たためなのかもしれない。**表 4** で河南は事例数が多いにも拘わらず葆の例が無いのも、河南出身者がほぼ行商のために来ているからなのであろう。

河南郡出身者の携行品で注目されるのが武器である。4割弱が武器を携行しており、他の郡国に比べて携行割合が突出している。彼らは、河南から商隊を組んで居延まで行商に来る際に、略奪等を防ぐために武装していたのであろうか。

(ウ) 京兆尹・右扶風

内地で河南に次いで事例が多いのは京兆尹と右扶風である。次掲の三本の通関名籍は、出関の日付が同じで筆跡も同一のようである。

簡 14 長安新里公大夫張駿、年卅五、長七尺三寸、黑色 五月壬子出 ノ 73EJT9:98〔020〕

簡 15
□□□陽里□彊、年廿八、長七尺四寸、黑色 軺車一乘、馬一匹 弓一、矢十二枚、劍一 ノ
73EJT9:106

簡 16 ······軺車一乘、馬□匹 □□□□□□□ 五月壬子出

73EJT9:261

簡 14 以外は通関者の本籍がわからないが、先の河南の例を踏まえれば、この三名が一緒に長安からやって来た可能性も充分に想定できよう。簡 15 と簡 16 では軺車を携行しているが、**表 6** でも京兆 尹と右扶風の馬・馬車の割合は全体より高い。公務出張する吏に発給された通行証には、従者がつけられて軺車に乗っている例 32) があることを踏まえると、軺車を携行している長安出身者は吏の従者として金関に来たのかもしれない。次の簡 17 は長安出身者の名籍で「従者」とある。

簡 17 從者京兆尹長安大原里賈相、年十六歲、長五尺、黑色 ☑ (A)

莫當 (B) 73EJT9:94

長安出身者でも牛車を携行している例 ³³⁾ もあるので、河南出身者と同じように行商のために居延を 訪れている者もいたことは言う迄もない。

(エ) 淮陽

准陽出身者も右扶風と同数の8例確認できる。淮陽出身者の通関名籍の特徴は、表7に見えるように、本人情報の外見的特徴の記載割合が低く、身長・色については記載例が無い点である。179例に含まれない断簡を見ても、葆の1例340を除き身長・色が記載されている淮陽出身者の例は確認できない。

			個人情報記載項目のパターン									
地域	事例数	ア年齢	・身長・色		齢のみ	ூ無し						
全体	179	53	29.6%	86	48.0%	35	19.6%					
京兆尹	9	3	33.3%	4	44.4%	0	0.0%					
右扶風	8	2	25.0%	6	75.0%	0	0.0%					
居延	10	4	40.0%	2	20.0%	4	40.0%					
張掖(居延以外)	52	11	21.2%	33	63.5%	5	9.6%					
河南	35	15	42.9%	13	37.1%	6	17.1%					
淮陽	8	0	0.0%	2	25.0%	6	75.0%					
酒泉 7		0	0.0%	6	85.7%	1	14.3%					

表 7 外見的特徴(地域別)

また、表6に見えるように、馬牛・車の記載されている例がないことも注目される。179 例以外では、淮陽出身者の名籍で車の記載のある例が 2 例 35) あるが、共に「第某車」と記されているので戍卒の車両隊の構成員と思われる 36)。さらに、表8 を見ると、淮陽出身者の通関名籍に関出入の日付が記載される割合は全体に比して極端に低い。淮陽の唯一の記載例である〔073〕には「耀簿(穀物帳簿)」とあるので、この地域を管轄する肩水候官の命令を受けての移動だった可能性もあり、そうすると、淮陽から直接来た場合は関出入の日付が記録されなかったということになる。

				入関	・出関の日付	寸の記載	パターン			
地域	事例数	往往	复両方	往記	往路のみ		各のみ	通関	通関日付なし	
全体	179	17	9.5%	37	20.7%	37	20.7%	88	49.2%	
京兆尹	9		0.0%	3	33.3%	3	33.3%	3	33.3%	
右扶風	8		0.0%	3	37.5%	4	50.0%	1	12.5%	
居延	10	1	10.0%	1	10.0%	5	50.0%	3	30.0%	
張掖 (居延以外)	52	6	11.5%	14	26.9%	10	19.2%	22	42.3%	
河南	35	6	17.1%	7	20.0%	6	17.1%	16	45.7%	
准陽	8		0.0%	1	12.5%		0.0%	7	87.5%	
酒泉	7		0.0%	2	28.6%	2	28.6%	3	42.9%	

表 8 出入関日付(地域別)

このように、淮陽出身者については特異性が目立つのであるが、その理由として、河南などの商隊とは別の形での集団での移動が想定される。先に、通関名籍が冊書に綴られている場合、関出入の日付に「皆」と書かれることがあるとの指摘を紹介したが、そのことを考え併せれば、これらの淮陽出身者の通関名籍は元々冊書に編綴されていたもので、集団で関所を通過した可能性が想定される。淮陽出身者の通関名籍のうち〔010〕〔011〕〔012〕〔013〕〔050〕がいずれも新郪県出身であることも、集団での移動を示唆する。

では、どのような集団だったのだろうか。その答えが次の簡にある。

簡 18 卒張掖居延、移肩水金關。卒當出關名籍一編。如律令。(A) 淮陽令印 (B)

73EJT37:738

この簡は、長城警備に就役するために居延に行く卒の金関通過用の名籍を出発地である淮陽令が作成し、恐らく引率者に持参させ、金関に提出した際の送り状である³⁷⁾。本稿で集成した淮陽出身者の通関名籍はこれと同じ戍卒の通関名籍だったのであろう。末端に「ノ」などの印が入った通関用の戍卒名籍は他にも例がある³⁸⁾。そうであるならば、上述した淮陽出身者の通関名籍の特徴は戍卒の通関名籍であることに因ると理解できる。

准陽出身者の例から、戍卒であっても「戍卒」と明記されない例があることが想定される。その一方で、本稿で集成した通関名籍の中で淮陽出身者のものは全て外見的特徴記載および関出入の日付の記載がなかったことから逆に考えれば、外見的特徴や関出入の日付の記載があり「戍卒」と明記されていない通関名籍は民のものであったと考えることができるだろう。

(オ) 内地出身者の居延来訪

通関名籍の地域別考察の最後に、内地出身者がどのような形で居延に来たのかを考えておきたい。 内地出身者の通関名籍の事例が多かった京兆尹・右扶風は徴発された成田卒が出身地から居延に来る途中で通過する地であろうし、河南郡の雒陽および滎陽も関東から来る場合は通過経路にあたっていただろう。表4に附記したように、通関名籍に見える24郡国から金関の地元に当たる涼州刺史部を除いた18郡国のうち13郡国が金関出土の戍田卒名籍に見える戍田卒の出身地に当たる390。これらのことを踏まえると、金関出土の通関名籍に名前の見える内地出身の民は、長城勤務に赴任す る成田卒に同行して来た可能性も考えられよう。ただし、**表9**を見ると、内地出身者が金関を出た月は、必ずしも戍卒交代時期の4月頃⁴⁰⁾には集中しておらず、その4分の1強が12月であることから、戍田卒の赴任とは無関係に居延まで移動してきた者も多くいたと考えられる。

出関月 内地出身者 張掖郡在住者 事例数 事例数 割合 割合 正月 13.6% 4.0% 3 1 二月 0 0.0% 1 4.0% 2 三月 4.5% 1 8.0% 四月 0 0.0% 2 8.0% 4 0 五月 18.2% 0.0% 2 六月 1 4.0% 9.1% 七月 1 4.5%4 16.0% 2 八月 3 9.1% 12.0% 九月 2 0 9.1% 0.0% 十月 1 4.5% 4 16.0% 2 十一月 6 27.3% 8.0% 十二月 0 0.0% 20.0% 5 合計 22 25

表 9 出関月

もう一点指摘しておくべきことは、居延に来訪した内地出身者がそのまま留まり、物資輸送などに従事していることである ⁴¹。

簡 19 河南匽師西信里蘇解怒 車一兩、爲觻得騎士利成里留安國鄴、載肩水倉麥小石卌五石、輸居延 弓一、矢□二枚、劍一 73EJT21:21

河南郡偃師県出身の蘇解怒は觻得騎士の留安國のために穀物を居延に運搬している。どのような経緯で代理輸送に従事することになったのかは定かではないが、少なくとも、居延に来た内地出身者が居延での物資輸送を担っていたことは確認できる。

3 肩水金関における通行検察

肩水金関を通過する者に対する検察については、既に青木俊介による考察がある ⁴²⁾。青木は馬の通行規制について分析した結果、偽物の致 ⁴³⁾ による出入や致を検査しないままで通過させているなど関所のチェックの杜撰さをうかがわせる記述が見られること、符を使用して通関しようとする人や車・牛・馬に対しその場で厳しい取り調べが行われたとは考えにくいこと、致籍上の旅行者・携行品の情報は関所における検分結果を記録したものではないこと、致籍に記載される規制対象物品の通関を認めるか否かは致を発給する出発地の県や官府によってその決定の主導権を握られていたことなどを指摘した上で、漢代には厳密な馬の通行・通関規制制度が存在したものの、それを主に

支えていたのは出発地の県・官府における届け出と審査であって、関所における検分はさほど厳格なものではなかったと考えられる、と結論している。つまり、馬の関所通過については、通行証などの発給段階では厳密な審査が行われていた一方で、関所では厳格な検察は行われていなかったということである。では、民の場合はどうだったのだろうか。

表3に見えるように、馬牛・車を携行する場合の関出入の日付は、常に往復両方で記されていたわけではなく、往路もしくは復路のどちらかでしか記されない場合が多かった。これは、関所の検察としては随分ぞんざいな印象を受けるし、馬の出関に関する二年律令・津関令の規定の厳格さ 40 とは随分乖離した状況と言わざるを得ない。では、なぜそのような作成状況になっているのだろうか。

(1) 通関名籍の筆跡型

前稿で検討したように、関所の通過記録である通関名籍の作成方法 ⁴⁵⁾ は、通行証と共に作成されたものを本人が持参、往路にて関吏が作成、復路にて関吏が作成、という三つの作成方法があった。さらに、筆跡に着目すると、通関名籍の⑦本人情報、②往路での通関の日付、⑨復路での通関の日付の筆跡に異同があることに気づく。この⑦・②・⑨部分の筆跡の異同を整理すると**表 10** のような筆跡型に分けることができる ⁴⁶⁾。

筆跡型	⑦本人情報	⑦往路通関の日付	⑦復路通関の日付	事例数	関出入の日付のある 92 例に対する割合
22	筆跡 A	筆跡 B (追記)	筆跡 C(再追記)	15	16.3%
20	筆跡 A	筆跡 B (追記)	記載なし	18	19.6%
12	筆跡 A	筆跡 A	筆跡 B (追記)	5	5.4%
10	筆跡 A	筆跡 A	記載なし	16	17.4%
02	筆跡 A	記載なし	筆跡 B (追記)	26	28.3%
01	筆跡 A	記載なし	筆跡 A	12	13.0%
00	筆跡 A	記載なし	記載なし	84	

表 10 通関名籍の筆跡型

筆跡型の二桁の数字は、一桁目が復路での通関の日付、二桁目が往路での通関の日付について筆跡の状況を示し、2 は本人情報とは別筆(つまり追記)、1 は本人情報と同筆(つまり通関名籍作成時点で記載)、0 は記載無しを表す。この筆跡の異同、即ち、往路・復路の通関の日付が名籍作成時点で当初から記入されたのか、それとも名籍作成後に追記されたのかという点から、名籍の作成と往復の通関の日付がどのような手順で記載されていったかを復元すると、表 11 のようになろう。

	式 · □ □ 車跡 至 ♡ F 成 」 版
筆跡型	通関名籍の作成および通関の日付記載の手順
22	事前に名籍を作成し金関に持参。往路で通関の日付を追記。復路で通関の日付を再度追記。
20	事前に名籍を作成し金関に持参。往路で通関の日付を追記。
12	往路で名籍を作成し通関の日付も記入。復路で通関の日付を追記。
10	往路で名籍を作成し通関の日付も記入。
02	事前または往路で名籍を作成。復路で通関の日付を追記。
01	復路で名籍を作成し通関の日付も記入。
00	事前または往路あるいは復路で名籍を作成。

表 11 各筆跡型の作成手順

筆跡型毎に往路復路での通行検察の在り方を考察しよう。

① 22 型(⑦本人情報、②往路での通関の日付、⑨復路での通関の日付が全て別筆)

簡 10 河南郡雒陽柘里大夫蘇通、年五十五、長七尺二寸、黑色 <u>五月辛未出</u> 牛一、車一兩、弩一、 <u>六月乙巳入</u> = 矢五十 73EJT37:1084〔129〕

簡 3 **(機得成信里大夫功師聖、年十八、<u>長七尺二寸、黒色</u> <u>七月庚子入** 七月壬辰出 <u>卩</u> 73**EJT**37:1582〔142〕</u>

筆跡から、これらの名籍は事前に作成されて通関者が金関に持参し、そこで往路の通関の日付が追記され、その後、復路にて金関を通過する際に復路の通関の日付が更に追記されたと考えられる。簡10では外見的特徴(年齢・身長・色)と携行品(牛・車・武器)も本籍地情報と同筆なので、これらの情報も事前の名籍作成時点で記載されたことになる。それに対して、簡3では往路の通関の日付「七月壬辰出」と「長七尺二寸黑色」が同筆のようで、同筆ならば、往路において通関の日付を追記するだけでなく、身長や色も確認されて追記されたことになろう。

② 12型 (ア本人情報と分往路での通関の日付が同筆、⑦復路での通関の日付のみ別筆)

簡 20 富貴里公乘夏千秋、年廿、長七尺、黑色 弩一、矢十二 牛車一兩 十二月辛卯出 <u>閏月己未入</u> 73**EJT**37:1589〔149〕

出関の日付と入関の日付の両方が記録されているが、「閏月己未入」のみ別筆である。従って、「閏月己未入」を除いた本人情報・携行品・出関日付の部分が往路での通関時に作成され、復路にて通関の日付「閏月己未入」が追記されたことになろう。つまり、本人情報に加えて外見的特徴や携行している武器と車両が往路の出関時に確認されたことになる。前稿で述べたように、関所では通行証の写しを作成するとともに、その通行証をもとに通関名籍を作成する場合もあった。この簡はそのような手順で作成されたものであるが、通行証には記載されない身長や色、携行の武器、さらには牛車の記載があることから、これらの項目が往路において確認され記録されたことが分かる。

③ 02 型 (字本人情報と) 復路での通関の日付が別筆で、 () 往路での通関の日付は記載無し)

この 02 型の名籍の作成場所については、事前に作成されて本人が関所まで持参した可能性と往路の 通関時に作成された可能性の両方がある。後者の可能性の場合は、通関者本人および通行証に基づ いて名籍が作成されたであろうから、出関の日付が無くとも往路での通関者を記録したものとなる。 前者の場合も、事前作成であれば往路でそれを持参した場合に通関者と突き合わせて確認するだろ うから、往路での作成と実質的には同じとなろう。つまり、往路での通関の日付がなくとも、往路 での確認は行われていると考えて良い。

この簡で注目すべきは、入関の日付「十月壬子入」と同じ筆跡で「不入」と記されている点である。この「不入」は通関名籍に記載されている賈武とその子男の放が、復路では朱音と同行せず関所に入らなかったという注記であろう。事前作成か往路での作成かに拘わらず、往路の通関時の状況が記録されていれば、復路で再度関所を通過するときに、その記録との異同を点検すれば、往路の通関の日付がなかったとしても、関所を通過する人物とその携行品を管理することはひとまず可能といえよう。それ故、02 型における通行検察も実効性を持っていたと考えて良いだろう。

ここまで取り上げた 22 型、12 型、02 型はいずれも復路での通関の日付を追記したもので、それ故、上述のように、関所を通過する人物や携行品の検察が可能であった。ところが、通関名籍には、復路の通関の日付の無いものもある。次にはそのような簡を取り上げて、通行検察の有無を検証しよう。

④ 20型(⑦本人情報と①往路での通関の日付が別筆で、②復路での通関の日付は記載無し)

簡 23 河南郡雒陽樂歲里公乘蘇之、年廿六、長七尺二寸、黑色 <u>弓一、矢十二</u> 乘方相一乘、馬驄= 牡、齒十歲 九月甲辰出口 73EJT30:266 [068]

簡 22 では外見的特徴と携行品(車と武器)も本籍地などの本人情報と同筆なので、事前に名籍が作成された時点で記入されていたことになる。それに対して簡 23 では往路での通関の日付「九月甲辰出」と同じ筆跡で「弓一、矢十二」と書かれているので、往路の通関時に、事前に作成した名籍には記載されていない携行品(武器)を確認し追記したのであろう。

この2簡では復路での追記が確認できないので、復路での検察は行われなかったとも考えられるが、同じ20型で復路での検察が実施されていたと思われる例がある。

簡 24弟博年、年十九 ノ 軺車一乘 用牛二頭
茂縣長壽里趙詡、年二十二 ノ用馬一匹
大車一兩 八月十六日北嗇夫博出
73EJF3:172 [162]

二人の名前の下の「ノ」印の墨跡は本人情報および出関の日付より濃いので、これらとは別の時に 追記されたのであろう。そうであるならば、復路の通関時以外は考えられないので、この「ノ」は 復路で関所を通過する時に確認した印ということになろう。

次の簡にも名前の後に「ノ」印がある。

簡 25 (機得安國里公乘李鳳、年卅 ノ 弟豐、年十七 ノ字少平 八月乙酉北出

73EJT37:536+810 [091] 47)

通関の日付が往路の「八月乙酉北出」のみで、その筆跡は本人情報とは異なるので、これも 20 型である。出関の日付の上に書かれている「字少平」は名籍部分および出関日付とは筆跡が異なるようである。「字少平」の上には「ノ」印があるが、上の「ノ」と共に、名籍部分および出関の日付とは墨跡の雰囲気が違うので、簡 24 と同じように、復路の通関時に確認のためつけられた印なのだろう。「字少平」の文字はこの「ノ」と出関の日付との間に詰め込むように書かれているので、「ノ」を記載した後に追記したものであろう。そうであるならば、「字少平」も復路の通関時の追記となり、復路での金関通過に際して、二人の通過を確認しただけでなく、同行の弟の字を確認したということになる。

⑤ 10型 (⑦本人情報と①往路での通関の日付が同筆で、⑦復路での通関の日付は記載無し)

簡 26 長安宜里閻常、字中兄 出 乘方相車、駕桃□牡馬一匹、齒十八歲、駹牝馬一匹、齒八歲、 =皆十一月戊辰出 已 62·13(A32)[006]

名前の下の「出」字と出関の日付「皆十一月戊辰出」は小さい文字で右寄せで書かれているが、本人情報および携行品の記載と同筆のように見える。下端に「已」字があるが、この文字のみ他の部分と水平画の傾きが逆なので別筆なのだろう。そうすると、「已」字以外の部分が往路での通関時に作成され、「已」字のみ復路の通関時に追記されたことになろう。「已」は「已入」の意味であろうから、簡 21 の「不入」を踏まえると、復路での通関に際して、往路の出関時に記載した本人や携行品が確かに入関したという確認なのであろう。

このように、復路での通関の日付が記されていない 20 型と 10 型でも、復路での通関時に検察が行われていたと考えられる。それ故、復路での通関時の記載が全く無い 20 型および 10 型の通関名籍でも復路で検察が行われたとひとまず考えてよいだろう。そうであるならば、事前に作成されて本人が関所に持参した通関名籍(22 型、20 型、02 型)および往路の通関時に作成された通関名籍(12型、10型、02型)については、往路での通関時の情報を復路での通関時に確認することができるので、関所の検察としてひとまず機能していたと考えてよいだろう。

ところが、01型の通関名籍は復路で初めて作成されたと考えられるため、往路での通関時の情報がそこには記されていないのである。

⑥ 01 型 (⑦本人情報と) 復路での通関の日付が同筆で、①往路での通関の日付は記載無し)

簡 27 魯國壯里士伍悎他、年卅五 車二兩、牛四頭 十二月庚申南嗇夫□入 73EJT37:988〔113〕

通関者は魯国出身者なので、「十二月庚申南嗇夫□入」は復路での通関の日付となる。この「十二月 庚申南嗇夫□入」を含めて全てが同筆であることから、この簡全てが復路での通関時に作成された ことになろう。ただし、〔121〕のように、内地出身者でも居延発着で移動していると考えざるを得 ない例も存在するので、簡 27 もその可能性は否定できない。そうであれば「十二月庚申南嗇夫□入」は往路での通関の日付となり 10 型になる。それに対して、次の簡 28 は 01 型と考えざるを得ない。

 簡 28
 表是宰之印 作者樂得廣昌里張錢、年三十

 錯田表是常安善居里李欽、年三十 大車一兩
 井二頭 十二月庚子入 73EJF1:30+28 [151]

入関の日付「十二月庚子入」も含め全体が同筆であるので、名籍全体が入関時に作成されたことになる。通関者は張掖郡表是県在住者であり、通行証発給者の印文である「表是宰之印」が附記されていることから、本籍地の表是県から金関に来たと考えざるを得ない。従って、肩水金関に入ったことを示す「十二月庚子入」は復路での通関の日付と考えざるを得ないのである。それ故、この簡28は01型となる。簡28の存在を踏まえると、簡27も01型と考えて良いだろう。

さて、簡 27 には「車二兩、牛四頭」、簡 28 にも「大車一兩」「用牛二頭」という携行品の記載があるが、民間人用の伝に牛や牛車が記載された事例は確認できない。従って、通関者の身元は伝によって確認できるが、01 型では携行品について往路との異同を確認することは不可能なのである。

(2) 肩水金関における通行検察の目的

では、関所での通行検察では何を確認しようとしたのだろうか。先の分類で 01 型以外は、往路での関所通過の時点で通関名籍は作成されていたので、復路での通関時において携行品の異同などの確認は可能であった。それに対して、01 型では、往路での携行品と復路でのそれとの異同を確認することは不可能なのである。そのような 01 型でも確認可能なことは、復路での通関時における通関者と携行品である。つまり、関所を出て行った者が戻ってきた時に何を携行していたか、逆に、関所に入った者が出ていく時に何を携行していたのかは、01 型でも確認可能なのである。ただし、往路での通関時の携行品の情報は無いので、復路で何を携行していたかは確認できるが、その携行品が往路での通関時から携行していた物か、往路で金関を通過した後に入手して持ち帰ろうとしているのかは明確にできない。そうであるならば、携行品については、復路での通関に際して何を持っているのを点検することが検察のポイントであったと考えざるを得ないだろう。

01型の存在から、金関での検察は、関所を通過した人物が戻ってきたかどうか、戻ってきた人物が何を携行していたかの確認が検察業務の要点であったと考えざるを得ないのであるが、そのように、「戻ってくる」という点に関吏の意識があったことを示唆する通関名籍がある。

簡 29 河内溫中侍里汪罷軍、年卅八、字君長 乘方相車、驪牡馬一匹、齒十五 八月<u>辛卯</u>入 73**EJT**26:35〔056〕

入関の日付である「八月辛卯入」のうち「辛卯」だけが別筆で、残りの「八月 入」は他の部分と同筆である。「八月 入」という具体的な時期が書かれていることから、この簡は事前に作成されたものではなく、往路での通関時に作成されたと考えられる。その通関者は河内郡出身なので、「八月辛卯入」は復路の通関の日付となろう。そうすると、往路で最初に金関を通過した際に通関者の本籍や本人情報、携行品の記載と「八月 入」が書かれ、復路で再度金関を通過する際に「辛

卯」という日付が追記されたことになる。携行品の詳細な記載がありながら、往路での通関の日付 そのものは記載されていない。その一方で、復路の通関の記録が日付だけ空欄にして往路での通関 時に記入されているのである。この記載の仕方からは、往路での通関に対する意識は薄く、復路へ の意識集中が窺えよう。同様の例は他にもある。

簡 30 禄福王里公乘胡敞、年廿五、字偉卿ノ 車一兩、牛二 十一月<u>己未入</u> 73EJD:1〔174〕

通関者である胡敞は酒泉郡禄福県在住者であるから「十一月己未入」は復路での通関の日付となるが、入関日付のうち「己未入」だけが別筆で記されている。「十一月」という入関の月が具体的に記されていることから、この簡も事前に作成されたものではなく、往路での通関時に作成されたと考えられる。つまり、往路での通関名籍作成時に、日付のみ空欄にする形で復路の通関の記録が前もって記されているのである。次の二簡も断簡ではあるが、通関の日付のみ空欄のままで作成され、後に日付や担当関吏名が追記された例である。

簡 31 □公乘張光、年十四 七月丁未南

73EJT10:270

簡 32 □字子經 以十月十三日嗇夫常出

73EJF3:237

断簡ではあるが、通関の時期として「七月」「十月十」といった具体的な月日が記載されていることから、「七月 南」「以十月十 日」は復路での記入を前提として往路で記載されたと考えて良いだろう。

以上の考察から、肩水金関における通行検察の重点は往路で関所を通過した者が確かに帰還したか否かを確認する点にあったと考えられる。関所通過者は通行証を携帯しているので、通関名籍が往路で作成されなかったとしても、確かに帰還したことは確認できる。これに対して、通行証に記載される馬と馬車を除く携行品は往路での関所通過に際してその記録を残しておかない限り、復路で関所を通過する際に携行品の異同を点検することは不可能である。そうであるならば、馬と馬車以外の携行品に対する通関時の検察は、通関時に検察することそれ自体が目的となっていたと考えざるを得ないだろう。つまり、関所を通過する場合の携行品検察の実施を顕示することで、それによって持ち出し禁止物品 48) の持ち出しを未然に防ぐことにその目的があったのではないだろうか。関所通過時の携行品検察の実施を顕示することが通関時検察の目的だったからこそ、往路にて通関名籍を作成しない場合もあったのだろう。

おわりに

本稿において指摘したことをまとめると以下のようになろう。

金関を通過した内地出身者では河南郡出身者が多かった。彼らは商隊を組んで、繰り返し居延に 行商に来ていたようである。彼らも含めた内地出身者は、長城地帯に赴任する戍田卒に同行して居 延に来た場合もあると思われるが、戍田卒の赴任とは無関係に居延まで移動してきた者も多くいた。 居延への物資輸送を主に担ったのは、居延県在住者ではなく、むしろ居延県以外の張掖郡内および酒泉郡在住者、さらに、雒陽・滎陽を含む河南郡出身者だったと考えられる。

通関時に作成される通関名籍について言えば、往復を問わず関所を通過した日付の記録の全く無いものが通関名籍の半分近くを占めていた。さらに、往路・復路ともに通関の日付がある割合は1割未満であった。逆に言うと、往路と復路両方の通関の日付が揃っていない通関名籍が全体の9割以上にのぼっていた。

携行品に関しては、馬牛・車を携行する場合の6割で通関の日付が記載されている。特に馬・馬車を携行している場合はその割合が7割を超えるが、多くの場合、通関の日付は片道のみであった。 携行品として武器が記載される場合もあるが、その7割近くに通関の日付が記されていなかった。

通関名籍について最も注目されるのが、関所通過の記録であるにも拘わらず往復両方の通関の日付が記載されているものが1割にも届かないという点である。この点から、肩水金関での通行検察は、往路と復路での携行品の異同を点検するものではなかったと考えざるを得ず、肩水金関での通行検察の目的は、人については関所を通過した者が確かに帰還したことを確認すること、携行品については通関時の検察実施を顕示することで持ち出し禁止物品の持ち出しを未然に防ぐことにあると思われる。

以上である。肩水金関において実施される民に対する通行検察の実態も、青木が指摘した馬に対 する検察と概ね同様だったと言って良いだろう。

関所を出た者が確かに帰還することを確認するという点から思い出されるのが、二年律令・津関令の規定である。津関令の馬の関所通過に関する規定には、往路復路の方向に拘わりなく、関所を出た馬が再び関所に入らなかったり、逆に、関所に入った馬が再び関所を出なかったりした場合の処罰規定が含まれていた 490。二年律令に見える関所は関外の諸侯王国に対する警戒線である 500 から、関中の馬を関外に持ち出すことは確かに厳重に取り締まる必要があろう。しかしながら、関外の馬が関中に入ること自体は、諸侯王国が長安を攻略するための騎馬隊を密かに関中に移動させようと一頭ずつ関所を通過させたなどという現実性の乏しい仮定でもなければ、関所に入った馬が出たことを確認するといった必要性はさほど無いように感じられる。それにも拘わらず、関所を入った馬は必ず出る、逆に、関所を出た馬は必ず入るということを関所で確認させようとしているのは、馬を登録した場所から勝手に移動させないという点にこそ関所における通行検察の目的があったからではないだろうか。

漢代、馬も民と同じように戸籍に登録されていたようである 51)。そうであるならば、関所の役割も馬と民とでさほど変わらなかったのではないだろうか。漢帝国は戸籍制度を使って民を本籍地に縛り付けてはいたものの、その移動を全く許容しないのではなく、逃亡の恐れが無い場合は通行証を発給し、長期間かつ長距離の移動を許可していた。ただ、用務が終了した後に本籍地に帰還することは厳しく求めた。馬の場合と同じように、民についても関所は本籍地への帰還を促す装置に過ぎなかったのではないだろうか。ただし、この結論はあくまで、飛び地のように位置する居延県への出入り口という役割を持つ肩水金関における検察の実態から導き出されたものなので、函谷関をはじめとする内地の関所については、その立地故にまた別の機能が求められていた可能性もあろう。爾後の課題としたい。

注

- 1)通行証に関する研究は枚挙に遑が無いので、ここでは最新の研究として、郭偉濤「漢代的伝与肩水金関」(中国社会科学院簡帛研究中心他編『簡帛研究二〇一八 春夏巻』広西師範大学出版社 2018)を挙げるに留める。通行証を考察した論文については、郭偉濤論文 244 頁の注を参照されたい。また、筆者も肩水金関遺址出土の通行証について基本的整理を行ったことがある。拙稿「肩水金関遺址出土の通行証」(拙編『古代中世東アジアの関所と交通制度』立命館大学 2017。また、武漢大学簡帛研究中心《簡帛網》http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2813)。
- 2) 通関名籍を分析することで漢代辺境の関所における通関検察の実態を解明しようとした研究として、李 均明「漢簡所見出入符、伝与出入名籍」(初出 1983 同『初学録』蘭台出版社 1999 所収)、佐原康夫 「居延漢簡に見える肩水金関について」(永田英正編『平成 4 年度科学研究費補助金総合研究 (A) 研究成果報告書 中国出土文字資料の基礎的研究』1993)、畑野吉則「漢代の下級部署における日常業務と情報処理――関所の通関業務と出入記録簡――」(愛媛大学「資料学」研究会『資料学の方法を探る(13)』2014) などがある。ただし、1970 年代に肩水金関遺址で発見された簡牘の図版が全て刊行されたのが 2016 年であったため、これらの研究では金関遺址出土の通関名籍のごく一部しか考察できていない。後述の青木俊介の研究(青木俊介「漢代の関所における馬の通行規制とその実態」鶴間和幸・村松弘一編『馬が語る古代東アジア世界史』汲古書院 2018) は金関漢簡全簡公開後のものであるが、関所における馬の通行規制を主に考察しており、民については取り上げていない。
- 3) 拙稿「漢代の民用通行証と通関名籍—肩水金関遺址出土通関名籍分析のための予備作業—」(『立命館文学』664 2019) 以下、本稿で「前稿」という場合はこの拙稿を指す。
- 4) 前掲拙稿「肩水金関遺址出土の通行証」参照。
- 5) 本文・注および別表に引用する釈文の傍線部及びゴチック体部分は他の部分と別筆であることを示す。
- 6) 通関名籍の記載項目は、李均明前掲「漢簡所見出入符、伝与出入名籍」、佐原康夫前掲「居延漢簡に見える肩水金関について」、畑野吉則前掲「漢代の下級部署における日常業務と情報処理——関所の通関業務と出入記録簡——」などでも整理されている。
- 7) 吏・卒・奴・刑徒が金関を通過する際も通関名籍が作成されたことは下記の例からわかる。

廏佐范惲 用馬一匹、騮牡齒七歲、高五尺八寸 十月辛丑入

十一月甲子出

73EJT3:64

戍卒梁國睢陽新樂里公乘孫願、年廿六 九月丙寅出

癸巳入

140 · 3 (A32)

☑右扶風平陵廣甯里陳贛小奴滿廚、長五尺二寸、六月庚午入

73EJC:338

官大奴杜得之 大車一兩、用牛一、九月丁未出口

73EJD:236

居延鬼新徒大男王武

閏月壬戌出

 $37 \cdot 1 \text{ (A32)}$

- 8) 通関の日付のないものも、前稿で検討したように、金関遺址出土という点からひとまず通関名籍とし、179 例中に含めた。なお、後述のように、淮陽出身者については、記載がないものの、戍卒であると考えられる。
- 9) 呉礽驤『河西漢塞調査与研究』(文物出版社 2005) 160 頁。
- 10) 前掲拙稿「肩水金関遺址出土の通行証」287頁。
- 11) この「身分」は通関名籍で個人名に冠せられるこれらの語の総称として用いているだけであって、爵位のような社会的制度的背景を想定しているわけではない点、誤解なきようされたい。
- 12) この例に該当するのは、簡上部が残存していて民の名籍と判断でき出身地も確認できるものである。ただし、残存部分が本人情報部分のみのため通関名籍でない可能性も当然ある。
- 13) 〔〕は本稿末**別表**で通関名籍に附けた整理番号である。

14)

73EJT24:206

元壽二年七月丁卯朔辛卯、廣昌鄕嗇夫徦佐宏敢言之。陽里男子任良自言、欲取傳、爲家私使之武威・張掖郡中。謹案、良年五十八、更賦皆給、毋官獄徵事、非亡人命者、當得取傳。謁移過所河津關、毋

苛留。如律令。

七月辛卯、雍令 丞鳳移過所。如律令。

馬車一兩、用馬一匹、齒十二歲、牛車一兩、用牛二頭

嗇夫賞白 雍丞之印 君門下

/ 掾並・守令史普 (A)

五月己巳以來南

(B) 73EJT23:897

- 15) 富谷至「通行行政―通行証と関所」(同『文書行政の漢帝国 木簡・竹簡の時代』名古屋大学出版会 2010) 310 頁。
- 16) 肩水金関における通行検察で馬が最も注意されていたことは、青木俊介前掲「漢代の関所における馬の 通行規制とその実態」が既に指摘している(214頁)。
- 17) 次掲の 73EJT37:873 は馬を携行していて往復両方の通関の日付の記載された例であるが、民かどうかは 確定できない。更については注7所掲の73EJT3:64 などがある。

軺車一乘、馬一匹、弩一、矢五十

☑歳、長七尺五寸、黑色 元康二年五月

庚寅入

五月戊申出

73EJT37:873

- 18) 各身分の解釈は、京都大学人文科学研究所簡牘研究班編『漢簡語彙 中国古代木簡辞典』(岩波書店 2015) に拠る。
- 19) 簡6が通行証の写しであることは、前掲拙稿「肩水金関遺址出土の通行証」242頁参照。
- 20) 綴合は姚磊「《肩水金關漢簡(肆)》綴合(三十二)」(簡帛網 2016-08-07) による
- 21) この理解の他にも、人質(張政烺「秦律『葆子』釈義」『文史』9 1980)、庸保(裘錫圭「新発現的居 延漢簡的幾個問題」初出 1979 同『裘錫圭学術文集 2 簡牘帛書巻』復旦大学出版社 2012 所収)、担 保・保証(李均明「漢代屯戍遺簡『葆』解」 同『初学録』蘭台出版社 1999 所収)などの説があるが、 [164] では吏の妻がその吏の葆になっていて、葆が制度上如何なる者なのか検討の余地が残っている。

22) 將車觻得萬歲里公□

 $77 \cdot 7 \text{ (A32)}$

將車鱳得安世里公乘工未央、年卅、長七尺二寸、黑色 \square 334 · 13 (A32)

將車觻得新都里郝毋傷、年卅六歳、長七尺二寸、黑色□

 $334 \cdot 36 \text{ (A32)}$

將車觻得好仁里士五□□

將車河南郡滎陽▽

346 · 39 (A33) 73EJT9:121

將車河南絢氏薪里大夫李我、年廿七、長七尺二寸、黑色 牛□

73EJT37:132

73EJT37:830

魚三千頭 將車河南雒陽直里公乘董賢、年五十五、長七尺二寸、黑□

23) 『史記』巻104 田叔列伝褚少孫補筆にも将車が見え、車の御者と注されている。

任安、滎陽人也。少孤貧困、為人將車(【索隱】將車猶御車也。)之長安、留、求事為小吏、未有因緣也、 因占著名數。

将車については、髙村武幸「前漢後半期以降の河西地域に対する物資供給」(同氏編『周縁地域からみた 秦漢帝国』六一書房 2017) 119 頁に言及がある。

- 24) 綴合は、謝坤「讀肩水金關漢簡札記 (三)」(簡帛網 2016-01-13) による
- 25) 譚其驤『中国歴史地図集』第二冊「秦・西漢・東漢時期」(地図出版社 1982)
- 26) 林巳奈夫『漢代の文物』(京都大学人文科学研究所 1976) 331、347 頁
- 27) 綴合は、姚磊「《肩水金關漢簡(肆)》綴合(二十九)」(簡帛網 2016-07-19)に拠る。
- 28) 『史記』巻 129 貨殖列伝「周人既纖、而師史尤甚、轉轂以百數、賈郡國、無所不至。洛陽街居在齊秦楚 趙之中、貧人學事富家、相矜以久賈、數過邑不入門、設任此等、故師史能致七千萬。」宇都宮清吉「西漢 時代の都市」(初出 1950、同『漢代社会経済史研究』弘文堂 1955 所収)、佐原康夫「漢代の市」(初出 1985、同『漢代都市機構の研究』汲古書院 2002 所収)など参照。

- 29) 綴合は、姚磊「《肩水金關漢簡(肆)》綴合 (三十六)」(簡帛網 2016-08-29) に拠る。
- 30) 李均明前掲「漢簡所見出入符、伝与出入名籍」30頁。
- 31)「史高年十五歳」と書かれた簡 12 と同じ T10 から出土した紀年簡は 32 例全てが前 26 年以前のもので、 「史高年卅□」と書かれた簡 13 と同じ F3 から出土した紀年簡 48 例は 1 例を除いて前 15 年以降であるこ とも、この2簡に二十年程度の時間差があることを傍証する。金関遺址出土の発掘区毎の紀年簡分布につ いては、拙稿「漢代長城警備体制の変容」(宮宅潔編『多民族社会の軍事統治 出土史料が語る中国古代』 京都大学学術出版会 2018) 表 6-2 (144 頁) 参照。
- 32) 五鳳四年八月己亥朔己亥、守令史安世敢言之。遣行左尉事亭長安世、逐命張掖・酒泉・敦・武威・金城 =郡

中、與從者陽里鄭常富倶。乘占用馬、軺車一乘。謁移過所縣道、毋苛留。敢言之。

八月己亥、居延令弘・丞江移過所縣道。如律令。/ 掾忠・守令史安世

73EJT9:104

33) 京兆尹長安棘里任曼方 弩一、矢廿四、劍一卩、牛車一兩、犢特、庫丞印封辟

280 · 4 (A33)

34) 葆准陽國陽夏北陽里公乘張不武、年廿三、長七尺二寸、黑色 □ (A)

已入

 \square (B)

73EJT10:118

35) 襲一領 淮陽郡新平第十五車襄平里陳尊

復絳一兩

枲履二兩

498·12 (A35)

淮陽郡費備成里上造□腸、年卅 第卅車□

73EJT21:468

- 36)「第某車」が長城警備に赴任する戍卒の車両隊の番号であることは、拙稿「漢代戍卒の徴発と就役地へ の移動」(『古代文化』 49-10 1997)参照。
- 37) 表裏が別筆であることから、簡 18 は正本であることがわかる。

38) 戍卒穎川郡長社邑重里公乘成朔、年廿八

73EJT6:48

戍卒穎川郡穎陰邑眞定里公乘仁青跗明、年卅四

73EJT8:7

戍卒穎川郡穎陰邑西時里鄭未央、年卅四、長七尺二寸 ノ 🛮 73EJT8:33

戍卒穎川穎陰邑眞定里公乘司馬如、年卌一、長七尺二寸 ノ

73EJT8:73

戍卒穎川定陵陽里不更許賢、年卅

73EJT9:117

- 39) 前掲拙稿「漢代長城警備体制の変容」の「別表 6-2 戍卒・騎士簡の出土区画別簡番号一覧」(185 頁) 作成作業における集計による。
- 40) 前掲拙稿「漢代戍卒の徴発と就役地への移動」
- 41) この点については、髙村武幸前掲「前漢後半期以降の河西地域に対する物資供給」にて既に指摘されて いる (119頁)。
- 42) 青木俊介前掲「漢代の関所における馬の通行規制とその実態」
- 43) 青木の言う「致」は筆者の言う所の書到出入通行証、「致籍」は書到出入通行証に添附された牒または 通関名籍に相当する。
- 44) 次掲の二年律令・津関令では、馬が関所を通過する場合に馬の特徴や年齢、体高などを記した書類を作 成し、関所通過時にはそれを確認することが規定されている。
 - 十二、相國議、關外郡買計獻馬者、守各以匹數告買所內史郡守、內史郡守謹籍馬職(識)物、齒、高、移 其守、及爲致告津關、津關案閱出、它如律令。御史以聞、請許、及諸乘私馬出、馬當復入而死亡、自言在 縣官、縣官診及獄訊審死亡、皆【告】津關、制曰可。 張家山漢簡・二年律令 509 + 508
 - □、御史請諸出入津關者、皆入傳、書郡縣里年長物色疵瑕見外者及馬職(識)物關舍人占者、津關謹閲、 出入之。縣官馬勿職(識)物 張家山漢簡・二年律令 498
- 45) 出入簡記録の作成手順については、畑野吉則前掲「漢代の下級部署における日常業務と情報処理――関 所の通関業務と出入記録簡――」も筆跡の異同を手掛かりに考察している。
- 46) 179 例中、日付の記載が出関か入関か判明しないものが 3 例あるので、表中の合計数は 176 例となる。

- 47) 綴合は、姚磊「《肩水金關漢簡(肆)》綴合(四十六)」(簡帛網 2019-07-04) に拠る。
- 48) 例えば、次掲の二年律令では金器や鉄が持ち出し禁止物品として規定されている。
 - □、制詔御史、其令諸關、禁毋出私金器鐵。或以金器入者、關謹籍書、出復以閲、出之。籍器、飾及所服者不用此令。 張家山漢簡・二年律令 493

- 50) 大櫛敦弘「関中・三輔・関西——関所と秦漢統一国家」(『海南史学』35 1997) など。
- 51) 次掲の通行証の「乘家所占用馬五匹」から馬が登録されていることが分かる。

五鳳元年六月戊子朔己亥、西鄕嗇夫樂敢言之。大昌里趙延自言、爲家私使居延。與妻平子小男偃・登・大 = 奴同・婢瓅・綠。謹案、延・

平・偃・登・便・同・緑毋官獄徵事、當得取傳。乘家所占用馬五匹・軺車四乘。謁移過所肩水金關居延。 = 敢言之。

六月己亥屋蘭守丞聖光移過所肩水金關居延。毋苛留。如律令。/據賢·守令史友 73EJT37:521

青木俊介はこの「占」を旅行での馬使用の届け出と理解する(青木俊介前掲「漢代の関所における馬の通行規制とその実態」215 頁)が、「新占民居延臨仁里」(E.P.T68:47) といった記載からすると、「占」は旅行に際しての届け出ではなく、所有登録あるいは登記と理解すべきであろう。

(本学文学部教授)

別表: 民の通関名籍

整理番号	筆跡型	釈文	簡番号
001	22	葆 鸞鳥息衆里上造顔收年十二 <u>出</u> 長六尺黑色ノ <u>皆六月丁巳出</u> <u>不</u>	15 · 5 (A32)
		Δ	
002		河東北屈鹿頭里常舜年廿六 昭武萬歲里男子呂未央年卅四 / 五月丙申入 用牛二	15 · 6 (A32) 15 · 20 (A32)
003	00	昭武萬歳里男子呂未央年卅四	15 · 20 (A32) 15 · 21 (A32)
			51 · 5+119 · 27
005	22	葆 鸞鳥大昌里不更李惲年十六 $\dfrac{ ext{L}}{ ext{L}}$ 長七尺黑色 ノ $ ext{ \underline{ ext{ }}$	+51 · 25 (A32)
006	10	長安宜里閻常字中兄 出 乘方相車駕桃□牡馬一匹齒十八歲駹牝馬一匹齒八歲皆十一月戊辰出 已	62 · 13 (A32)
007		河南郡雒陽宜歲里王富 乘騩牡馬一匹軺車一兩弩一大丸一矢五十枚刀劍各一	73EJT1:6
800	00	從者望垣萬年里季利世 弓一矢十四 ~	73EJT1:37
009	00	弘農郡陝倉□里蔡青 葆養車騎馬一匹騩牡左剽齒五歲高五尺八寸半名曰張中 <u>大奴□昌</u> 卩~	73EJT1:54
010		准陽新郪陽安里卜免 ~	73EJT2:71
011		准陽郡新郪陰里黃得 ~	73EJT2:72
012		准陽新郪□里陳横 ~	73EJT2:73
013		准陽新郪當市里周餘	73EJT2:74
014		河南郡雒陽□□□西里公乘趙強年廿一 弩一矢五十枚 □	73EJT4:38
015		延壽里大女許弟卿年卅一 黑色 十月丁酉出	73EJT5:52
016		新野稷里王常年廿一	73EJT6:49
017	02	萬歲里公乘藉忠年卌八 爲姑臧尉徐嚴葆與嚴倶之官 <u>正月庚午入</u> / 河内温董里公乘李福年廿六長七尺二寸黑色 軺車一乘馬一匹 劍一 ······□	73EJT6:52 73EJT9:82
019		後者魏郡北里耶道年廿二 □	73EJT9:88
020	20	長安新里公大夫張駿年卅五長七尺三寸黑色 五月壬子出 /	73EJT9:98
021		龍西襄武承反里廉樂	73EJT9:114
022			73EJT10:63
023		河南郡平縣河上里公乘左相年廿三長七尺二寸黑色 劍一枚 [7]	73EJT10:104
024	00	東郡清高明里李憲	73EJT10:128
025	02	河南郡雒陽歸德里公乘□漢年六十四歲長七尺二寸 二月庚子入 □□弩一車一兩牛二劍一 □	73EJT10:129
026	02	從者居延肩水里大夫蓋常年十三長六尺三寸黑色 皆以四月壬戌出 ノ	73EJT10:130
027	00	會稽郡鄞許商里范壽	73EJT10:299
028	00	會稽郡鄞高成里顧□	73EJT10:300
029	00	會稽郡鄞□里許幸	73EJT10:301
030	00	肩水都尉屬令狐賞葆屋蘭大昌里孫聖年廿八長七尺五寸 黑色 ノ	73EJT14:3
031	00	梁國虞北函里士五皇路人年廿八 ノ	73EJT21:37
032	00	陳留郡平丘君里江蓋之 河南郡雒陽邸里趙世	73EJT21:44 73EJT21:49
	02		73EJ121:49
034	00	河南雒陽西成里左世	73EJT21:55
035	00	河南郡穀成陵里長奉親	73EJT21:120
036	00	杼秋北陽里閭生□	73EJT21:126
037	00	長安東章陽里李定 持牛車一兩 弩一矢廿 ノ	73EJT22:60
038	01		73EJT23:55
039		溫共利里濂戎年卅 字子嚴 <u>六月甲午入</u> 乘方相車—兩馬膼□□齒十六歲	73EJT23:56
040		熒陽始成里程武年卌三 字恩方箱車騅牝馬齒十五歲五月壬子出	73EJT23:58
041	 	緱氏閒里楊玄成年卅 <u>字君光氏</u> 正月壬申出 三月丙寅	73EJT23:146
042	99	表是安樂里魯音年卅一 牛一頭 五月甲	73EJT23:303
043	22	富里公乘呂昌年廿九 黑色 長七尺三寸 牛車一兩牛二 正月入□出 / ###################################	73EJT23:659+376 *1
044	00		73EJT23:773
045	99		73EJT23:774 73EJT23:970
046	00		73EJT23:970 73EJT23:974
047	22	十一月己未	73EJT24:48
049	02	居延當利里大夫召里人年廿長七尺二寸黑色 <u>十一月戊寅出</u> 車一兩牛一 河南郡雒陽常富里大夫張益衆年廿六歲黑色長七尺二寸四月甲辰入 牛車一兩 □□	73EJT24:50
050		西田が龍陽市員主人大派征水平11八級無己交七八一り <u>四万平成人</u> 十早一州 172 准陽郡新郪革里周壽 ~	73EJT24:238
050	00	在勝郡利좌甲里向詩 河東池北呂弘	73EJT24:238
052	00	河南郡雒陽雨石里張湯 牛車一兩 弩一矢十二 ~	73EJT24:242
053	00	大河郡東平陸東平里孫遺年廿四	73EJT24:258
054		河南穀成長陽里大夫師逢年卅長七尺二寸黑色牛車一兩鐱楯各一 [7]	73EJT25:5
055		居延里始至里公士王奴年廿五長七尺黑色	73EJT25:9
056	02	河内温中侍里汪罷軍年卅八字君長 乘方相車贚牡馬一匹齒十五 八月 <u>辛卯</u> 入	73EJT26:35
057	02	溫西市北里公乘鄭業年六十二 乘方箱一乘贚牡馬一匹齒十八歲 入 字長實二月庚子	73EJT26:75+36 *2
058	01	鰈得安世里王吉陽 車一兩載糜廿五石 已入	73EJT26:63
059	00	魯再魚里公乘王衍年卌六 長七尺六寸黑色字少君車馬一乘 🖂	73EJT27:9
060	02	魯國大里大夫王輔年冊五歲長七尺五寸黑色 <u>十月辛巳入</u> <u>牛車ー兩弩一矢五十</u> ノ	73EJT27:19

061	00		73EJT27:20
062	00	河南武陵里左奴年廿一	73EJT29:102
063	00		73EJT29:135
064	00		73EJT30:9
065	00		73EJT30:10
066	10	機得廣窮里公乘虞良年冊	73EJT30:20
067	00	從者淮陽郡陳未里夏侯君公 ~ 劍一刀一	73EJT30:119
068	20	河南郡雒陽樂歲里公乘蘇之年廿六長七尺二寸黑色 <u>弓一矢十二</u> 乘方相一乘馬騩牡齒十歲 <u>九月甲辰出</u> = Π	73EJT30:266
069	00	河南緱氏武平里大夫程宗	73EJT31:38
070	01		73EJT31:143
071	00		73EJT31:145
072	00		73EJT31:146
073	20		73EJT33:85
074	00		73EJT33:86
075	00		73EJT33:87
076	00		73EJT33:91
077	02		73EJT35:4
078	99	河南卷長里大夫張傴年廿五丈七尺二寸黑色 刀一 十月壬	73EJT35:5
079	01	居延令史薛宣 葆居延當遂里男子張武 十月壬午北嗇夫豐出 軺車一乘馬一匹	73EJT37:32+311 *3
080	10	指次安昌里	73EJT37:51+203 *4
081	10	從者玉門臨泉里程不識年卅五 軺車三乗 用馬六匹 閏月辛卯北出	73EJT37:53
082	02	鰈得步利里孔德年六十二 長七尺二寸黑色	73EJT37:357+58 *5
083	00	河南郡河南平樂公乘史凷年五十七歲	73EJT37:77
084	10	河南郡熒陽西都里公乘陰讓年十六長七尺二寸黑 ノ 以九月出	73EJT37:78
085	20	##得平利里公乘趙婢年卅六長七尺四寸黑色 車一兩	73EJT37:79
086	22	平樂隊長毛武 葆子男觻得敬老里公乘毛良年廿三 / <u>出入</u> 三月癸丑北出 三月癸酉南入	73EJT37:83
087	02	平陵宜利里公乘韓則年卅五 軺車一乘馬一匹 字子師 皆十二月己酉入	73EJT37:107+60 *6
088	12	都倉置佐程譚 葆屋蘭大昌里趙勤年卌八 十二月癸亥北嗇夫豐出 已入	73EJT37:129
089	20	橐他守尉延陵循 葆從者居延西道里賈良年十四 三月戊辰南嗇夫豐入	73EJT37:135+133
090	00	鰈得樂就里女子徐女止年十八 長七尺黑色 子小女來卿年二歲 卩	73EJT37:1028 +1208+371 *7
091	20	鰈得安國里公乘李鳳年卅 ノ 弟豐年十七 ノ 字少平 八月乙酉北出	73EJT37:536 +810 *8
092	20	繰得昌平里公乘鄭襃年卅五 / 第豐年廿八 / 八月乙亥北出	73EJT37:621 +50 *9
093	02	刊	73EJT37:634 +1030 *10
094	22	河南雒陽芷陽里大夫菅從年卅五長七尺二寸黑色 <u>五月辛未出</u> 牛二車一兩弩一矢五十 <u>六月乙巳入</u>	73EJT37:713 +624 *11
095	00	河南雒陽南堂里不更許脩年卅七歲長七尺二寸黑色 告不出 車一兩 牛二頭 弩一 矢五十	73EJT37:1476 +730 *12
096	00		73EJT37:741
097	20		73EJT37:742
098	22		73EJT37:745
099	00	世從者安故里孫偃年十三長六尺黑色	73EJT37:746
100	00	河南郡新鄭高關里公乘馮奉卅三	73EJT37:764
101	02	「	73EJT37:787
102	00	安葆同里公乘馮未央年十九 長七尺二寸黑色 ノ 卩	73EJT37:802
103	22	奏陽賈里公乘董詡年卅 / 用牛二 十一月辛丑北佐音出 十月乙卯南佐音入	73EJT37:247
103	01		+808 *13 73EJT37:822
			73EJT37:856
105	20	奏陽春里公士張酺年十五 方相車一乘駹牝馬一匹齒十四歲 <u>十一月壬辰兼騂北亭長並出</u>	+927 *14 73EJT37:1447
106	00	忠從弟氐池安定里公乘朱福年卅五長六尺八寸黑色	+922 *15
107	12	昭武高昌里張壽廿三 ノ 車二兩牛三 正月丁丑出 卩 作者鱳得定安里龐宣年廿 <u>皆二月甲午入</u>	73EJT37:952
108	22		73EJT37:966
109	00	蜀郡成都縣直陽里段壽年十七歲	73EJT37:969
110	00	鱳得壽貴里公乘朱奉親年十四歲長七尺二寸	73EJT37:971
111	20		73EJT37:983
112	00	弘農郡陝宜里大夫王定年卌長七尺二寸黑色 牛一車一兩弓一矢五十	73EJT37:986

113	01	魯國壯里士伍悎他年卅五 車二兩牛四頭 十二月庚申南嗇夫□入	73EJT37:988
113	10		73EJT37:988 73EJT37:989
115	_	河南熒陽吉陽里士伍郭祿年廿五長七尺四寸黑色 三年十一月出	73EJT37:991
116	02		73EJT37:992
117	00	魏郡内黄東郭里大夫隋穰年廿六 長七尺二寸黑色	73EJT37:994
118	00	祿得千秋里大夫魯遂年五十長七尺二寸黑色	73EJT37:995
119	02	長安囂陵里常惲年卅三	73EJT37:997
120	20	滕得敬老里女子靳敬年十二 <u>十一月乙丑北出</u>	73EJT37:998
121	12 ※ 1	將車東郡緒者大夫紀歸年卅六長七尺二寸黑色 十月戊寅入 牛車一兩 <u>癸酉出</u> ノ	73EJT37:1001
122	20	千秋葆京兆新豐西宮里官大夫被長壽年廿一長七尺三寸黑色 六月乙亥出 ノ	73EJT37:1002
123	10	日勒萬歲里華莫如年廿三長七尺 神爵二年七月中出 魚四百頭	73EJT37:1003
124	00	將車河南營陽新安里不更龍眉年卅三長七尺二寸黑色 臺卅五□□ 牛車-兩 <u>弓一矢五十 ノ</u> 出□□布五十匹 <u>卌四入</u>	73EJT37:1006
125	10	屋闌定里公乘尹駿年卅九 字巨君 <u>已出</u> 四月丙戌北出	73EJT37:1077
126	00	武威郡張掖丞從史公乘陵里曹奉年五十	73EJT37:1079
127	22	將車河南雒陽緒里公乘李定國年廿八 長七尺二寸黑色 <u>正月己丑入</u> 牛車一兩 <u>十一月戊申出入</u>	73EJT37:1080
128	01	京兆尹長安囂陵里習萬年五十一長七尺三寸黑色 正月丁丑入	73EJT37:1081
129	22	河南郡雒陽柘里大夫蘇通年五十五長七尺二寸黑色 <u>五月辛未出</u> 牛一車一兩弩一矢五十 <u>六月乙巳入</u>	73EJT37:1084
130	00	奉明廣里秦護年六十 子幼伋年十八 方相車一乘 用馬一匹	73EJT37:1085
131	01	鰈得成漢里上造蕭樂年十五 驢一匹齒三歲 正月辛酉南入	73EIT37:1268 +1089 *16
132	00	觻得市陽里公乘王常年卅五長七尺二寸	73EJT37:1154
133	00	隴西西始昌里知實年廿六長七尺五寸 黑色	73EJT37:1155
134	02	河南落陽東鄉上言里趙武年廿九馬一匹白牡齒四歲高六尺 <u>三月□□入</u>	73EJT37:1386 +1138 *17
135	10	(業得廣昌里田萬年六十六字長賓)方相車一乘(期馬一匹留牡齒十三歲高六尺) 十二月庚辰北嗇夫豐(場別) 第馬一匹留牡齒十五歲高六尺二寸 十二月庚辰北嗇夫豐	73EJT37:1413 +1190 *18
136	00	南陽宛北當陽里公乘范有年卌長七尺二寸黑色 牛車一兩 丿	73EJT37:1444 +12 *19
137	00	弘農郡陝縣中里張忠年卅五長七尺二寸黑色	73EJT37:1493
138	00	鰈得敬老里士伍何偉字上年五十二 車一兩用牛二	73EJT37:1495
139	02	茂陵精期里女子聊碧年廿七 <u>軺車一乘馬一匹</u> 三月癸亥入	73EJT37:1505
140	00	業里女子張驕年卅五 用牛一黑犗齒九歲	73EJT37:1506
141	01	居延司空佐張黨	73EJT37:1509
142	22	觻得成信里大夫功師聖年十八 <u>長七尺二寸黑色</u> 七月庚子入 七月壬辰出 Γ	73EJT37:1582
143	20		73EJT37:1583
144	01	居延廷掾衞豐年冊	73EJT37:1584
145	02	(A)(A)承入 作者同里公乘朱音年廿八 (A)丞印(B)	73EJT37:1585AB
146	20	大常郡茂陵始樂里公乘史立年廿七 長七尺三寸黑色 軺車一乘駹牡馬一匹齒十五歲弓一矢五十枚 六月乙巳出	73EJT37:1586
147	10	河南郡洛陽東雍里公乘萇通年廿一長七尺二寸黑色 牛車一兩以正月出	73EJT37:1587
148	01	展延守令史董並	73EJT37:1588
149	12	富貴里公乘夏千秋年廿長七尺黑色 弩一矢十二 牛車一兩 十二月辛卯出 閏月己未入	73EJT37:1589
150	02	昭武萬昌里夏寬 牛車一兩 十月丁巳入 [7]	73EJH1:8
151	01	表是宰之印 作者樂得廣昌里張錢年三十 錯田表是常安善居里李欽年三十 大車一兩 用牛二頭 十二月庚子入	73EJF1:30+28
152	00	機得萬歲里公乘冷臨年卅一 大車一兩 用牛二黑齒十歲	73EJF3:49+581
153	00	並山隧長毛詡葆 作者鰈得廣穿里公乘 莊循年卅	73EJF3:95
154	00	常安善居里大女汪就年二十八 子男張年十三 子男元年六 子男元年六	73EJF3:131
155	20	卷尉里公乘王憲年五十五字子真 ————————————————————————————————————	73EJF3:132
156	02	常安善居里公乘汪尚年三十八 十月十一日入	73EJF3:133
157	00	○ 一	73EJF3:135
13/	UU	 	(OLUE 0:199

158	10	 	73EJF3:136+266
159	00	葆同縣長息里上造張惲年卅長七尺寸黑色	73EJF3:137
160	00	僦人填戎樂里下造王尚年三十三 ノ 作者同縣下造杜歆年二十 大車一兩── 用牛二頭 用牛二頭	73EJF3:139
161	00	實家銷庭里魯護 車一兩 囊他 載栗大石廿五石就人肩水里郅憲年廿八 不入 用牛二	73EJF3:170
162	20	茂縣長壽里趙詡年二十二	73EJF3:172
163	12	河南陽武樂成里紀岑年三十八 樂得 作者酒泉平牛里任匡年二十 十一月壬戌北嗇夫出 <u>十二月三日南</u> 丞印 大車一兩用牛二頭黑勞犗八歲其一黃齒十一 卩(A)	73EJF3:178AB
164	10	右大尉書吏耿昌葆 妻昭武久長里耿經年二十 八月十六日北嗇夫博出	73EJF3:245+479
165	00	廣利隊長魯武葆 従弟昭武便處里魯豐年卅 ノ	73EJF3:278
166	02	昭武便處里公乘韓放年五十 ノ 大車一兩 <u>二月一日卒李</u>●右大尉屬韓況葆 母廉年三十五 ノ 普弟玄年十二 ノ 用牛二頭 <u>牛二入ノ</u> <u>譚入</u>況弟普年十五 ノ <u>羊二入ノ</u>	73EJF3:326
167	10	前遂大夫史魯陽尚里龐適葆 樂官丞印 從者尚里王偉年三十 八月丁未北嗇夫昌出 報車一乘用馬一匹駹歇齒五歲高六尺	73EJF3:344
168	00	従者天水安世里下造張崇年三十 ノ	73EJF3:354
169	22	昭武萬歲里公乘張隆年卅五 大車一兩 用牛二頭 七月乙亥南七日北	73EJF3:369
170	02	茂縣敬老里唐惲年十八	73EJF3:370
171	00	陽縣萬世里李葉年二十八 大車一兩 用牛二頭其一黃特齒三歲黑犗齒十歲	73EJF3:372
172	00	廣利隧長魯武葆	73EJF3:373
173	00	廣利隊長魯武葆	73EJF3:376
174	02	禄福王里公乘胡敞年廿五字偉卿/ 車一兩牛二 十一月 <u>己未入</u>	73EJD:1
175	20	就家酒泉濼官力田里公士馬適常年廿 九月庚午出 ノ 車ー兩牛二	73EJD:7
176 177	00 22	子女智祿福金里趙常年十九 重毋車入出	73EJD:13 72EJC:19
178	00	女に仰女氏且陽至り馬切牛川で無色をでパーリー 山八 /	73EJC:477
179	20	一般。	73EJC:609
綴合の)·根拠	*1 姚磊「《肩水金關漢簡(武)》綴合(四)」(簡帛網 2016-01-10) *2 姚磊「《肩水金關漢簡(叁)》綴合(十九)」(簡帛網 2019-06-06) *3 單印飛「《肩水金關漢簡(肆)》綴合一則」(簡帛網 2016-01-13) *4 謝坤「讀肩水金關漢簡札記(七)」(簡帛網 2016-01-14) *5 謝坤「讀肩水金關漢簡 (肆)》綴合(三十二)」(簡帛網 2016-08-07) *7 姚磊「《肩水金關漢簡(肆)》綴合(三十二)」(簡帛網 2016-02-23) *8 姚磊「《肩水金關漢簡(肆)》綴合(四十六)」(簡帛網 2019-07-04) *9 姚磊「《肩水金關漢簡(肆)》綴合(四十六)」(簡帛網 2019-07-04) *10 姚磊「《肩水金關漢簡(肆)》綴合(四十六)」(簡帛網 2016-08-29) *11 姚磊「《肩水金關漢簡(肆)》綴合(三十九)」(簡帛網 2016-08-29) *11 姚磊「《肩水金關漢簡(肆)》綴合(二十九)」(簡帛網 2016-07-19) *12 林宏明「漢簡試察第 12-14 則」(http://www.xianqin.org/blog/archives/7661.html) *13 姚磊「《肩水金關漢簡(肆)》綴合(二十七)」(簡帛網 2016-07-13) *14 謝坤「讀肩水金關漢簡(肆)》綴合(二十七)」(簡帛網 2016-01-3) *14 謝坤「讀肩水金關漢簡(肆)》綴合(五)」(簡帛網 2016-01-25) *16 姚磊「《肩水金關漢簡(肆)》綴合(十六)」(簡帛網 2016-02-29) *17 姚磊「《肩水金關漢簡(肆)》綴合(十六)」(簡帛網 2016-04-30) *18 姚磊「《肩水金關漢簡(肆)》綴合(二十)」(簡帛網 2016-05-18) 東郡出身者なので「癸酉出」が往路の出関日付、「十月戊寅入」が復路の入関日付と考えるのが自然。	
		別筆なので、往路の入関日付だけが追記されたことになるがそれはあり得ない。それ故、東郡出身者で来たと考えて、入関時に名籍が作成されて入関の日付「十月戊寅入」を記入、復路で出関の日付「癸酉釈した。	あるが、居延方面から